

動画サイト登録の二次被害 ～消費生活センターに相談したつもりが・・・～

被害の例①

■ スマホで動画サイトに入り、再生ボタンを2回押したところ突然「登録完了しました。3日以内に15万円支払ってください。」との表示が出た。「誤操作の方はこちらへ」と書かれているボタンをクリックすると、この動画サイトに勝手にメールが送信されてしまった。しばらくすると、「支払わなければ訴訟を起こします」との返信メールが届いてしまう。

■ 慌てて、「消費生活センター」を検索し、上位に表示された相談窓口に電話をしたところ、「5万円払えばサイトの登録情報を削除する」とのこと。後日、請求書が届いたのでよく確認してみると、**公的機関ではなく調査事務所**だった。



被害の例②

□ スマホで動画サイトを見ていたところ、突然画面に料金請求の文字が出現した。いつまでも料金請求画面が消えないので、画面に記されていた連絡先に問い合わせたところ、「至急コンビニで**プリペイドカード**を購入し、そのカードに記されている**数字**を**写メ**して送るよう。」と指示された。

□ 指示どおりにカードの購入と数字の写メ送信を実施したが、未だに料金請求は消えない。

アドバイス

○ あらかじめ利用規約や申込の有無を確認する画面などが無ければ、契約は成立していないと考えられます。業者に自分からは決して連絡せず、料金を請求されてもあわてて支払わないでください。

○ インターネット検索では、「検索結果」上位に「広告」が表示されることがあります。消費生活センターに似せた名前で民間業者が相談窓口を運営したり、広告を出すケースがあるので注意しましょう。

○ 消費者ホットライン「188」に電話をかけると、最寄りの消費生活センターにつながります。心配があれば公的機関の消費生活センターに相談しましょう。

(参考：「暮らしの情報ふくい No.84」)

「家庭の日」推進テーマ8月「祖先に感謝し、郷土の歴史を知ろう」
「青少年育成の日」推進テーマ8月「地域社会活動に参加してふる里を見直そう」

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。
【担当】 福井県安全環境部県民安全課 金森
☎:0776-20-0745 (直通) ✉:l:m-kanamori-mi@pref.fukui.lg.jp